

## 公共下水道及び農業集落排水処理施設に 接続して快適な生活環境を

### 下水道への接続はお早めに

平成21年4月現在、本市の公共下水道及び農業集落排水処理施設（下水道）の普及率は、83%になりました。下水道が使える区域（処理区域）に住んでいる方は、できるだけ早く水洗トイレ・台所などからの家庭排水を下水道へ接続するよう法令等で定められています。

処理区域内の各家庭がくみ取り式トイレや浄化槽のままだと、生活環境は良くなりません。まだ下水道へ接続されていない方は、少しでも早く接続（工事）するようお願いします。

また、接続工事をするときは、必ず市が指定した「排水設備指定工事店」へ申し込みしてください。

### 下水道を使用される皆さまへのお願い

良好な生活環境を守るため、次の点に注意して正しく使用してください。

- ・油や野菜くずなどを流さないください。飲食店はグリーストラップを設置してください。
- ・水洗トイレではトイレトーパー以外のものは流さないください。
- ・薬品、アルコール、ガソリン類を流さないください。

問い合わせ先 下水道課 ☎48-2123

## 第15回県央浄化センター 下水道フェスティバル

地域住民はもとより広く県民に下水道への理解を深め、普及啓発を行うため下水道フェスティバルを開催します。

●日時  
10月17日(土) 午前9時30分～午後0時30分

●会場  
県央浄化センター（上三川町多功1159）

●主な催し物  
下水道探検隊、浄化センタースタンプラリー、水質試験にチャレンジ、下水道PRポスター展、青空市、さつまいも堀り、輪投げゲーム など

下水道のひみつを  
探しに行こう！



問い合わせ先

県央浄化センター下水道フェスティバル実行委員会  
☎53-6104

## 10月1日は「浄化槽の日」 浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は「保守点検」「清掃」「法定検査」を実施することが「浄化槽法」により義務付けられています。浄化槽法の規定に違反すると処罰されることがあります。浄化槽が正しく機能するために、適正な維持管理をしましょう。

### 保守点検を受けましょう

浄化槽の機能を維持するために機器類の調整・消毒薬の補充等を4か月に1回以上実施しなければなりません。県の登録業者に委託してください。（処理方式や対象人員によって回数は異なります）

### 清掃を行いましょ

浄化槽内に汚泥が溜まると、臭いや水質悪化の原因になりますので、汚泥の引き抜き等を年1回以上行わなければなりません。市で許可されている業者に委託してください。

### 法定検査を受けましょ

保守点検・清掃とは別に、指定検査機関による次の2つの検査を必ず受けなければなりません。保守点検業者に委託できます。

- ①使用開始後3～8か月以内に受ける水質検査
- ②年に1回の定期検査（保守点検や清掃が適正に行われているかを確認します）

業者による維持管理のほかに次のようなことに気をつけて、浄化槽と上手につきあいましょ。

- ◆トイレトーパー以外は流さない ◆浄化槽のマンホールの上に物を置かない
- ◇便器の清掃に塩酸などの劇薬を使わない ◇浄化槽ブロワの電源は切らない
- ◆油や調理くずなどは排水口へは流さない

ご不明な点は栃木県浄化槽協会（☎028-633-1650）または、市下水道課（☎48-2123）までお問い合わせください。